

第10回農業委員会定例会(シナリオ)	
1 日時	令和3年10月29日(金) 午前10時00分 午前10時45分
2 場所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 6 赤坂委員, 7 土居委員
欠席農業委員	
推進委員	半田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員, 西野推進委員, 大木推進委員, 佐伯推進委員
4 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員
5 審議案件	<p>議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第49号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第50号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について</p> <p>議案第51号 非農地証明申請について</p> <p>報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第10回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番山元委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、田万里町字岡野森2722番1、2722番2、2723番1、2725番1、2727番1、2734番1、2736番1、2736番2の計8筆、地目は田が4筆、畑が4筆、面積は計3,530㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を拡大するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は水稻、ジャガイモ、玉ねぎ等を作付けする予定です。</p> <p>内、2723番1、2725番1の農地については、既に農業用倉庫敷地となっていたため、所有者から農業用施設届出書及び始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を遵守する旨誓約されております。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
半田 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから南東に約2000m付近にあります。現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
局 長	<p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、忠海東町四丁目235番1、238番、241番1、甲234番の計4筆、地目はいずれも畑、面積は計384.61㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はトマト、キュウリ、なす、その他一般野菜を作付けする予定です。</p> <p>当該農地は、忠海地区の下限面積1,000㎡を下回るものではありませんが、令和3年9月定例総会の議案第45号において、空き家に付随する農地として「下限面積の別段面積の特例区域指定」を受けているものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。</p>

佐伯 推進委員	申請地は、忠海東地域交流センターから東に約 500m 付近にあります。 現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 2、議案第 4 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町字毛木 1392 番 1、1392 番 4、1392 番 7、 1392 番 9、1394 番 1 の 5 筆、地目はいずれも畑、面積は計 268.69 m <sup>2</sup> です。 申請者が会長を務める会社の保養施設の駐車場、進入路及び庭敷地の用途で 利用することに伴い、所有権を移転するものです。 既に一部が進入路及び庭敷地として使用されていたため、所有者から 始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する 旨誓約されております。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北東に約 1300m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、下野町字多西郷 994 番 1、994 番 3 の計 2 筆、 地目はいずれも田、面積は計 1,062 m <sup>2</sup> です。 太陽光発電設備及び資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転す るものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。

渡橋委員	申請地は、大井地域交流センターから北西に約 500m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に 3 番から 6 番については関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 2～3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2851 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 991 m <sup>2</sup> です。 4 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2851 番 3 の 1 筆、地目は田、面積は 1,983 m <sup>2</sup> です。 5 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2851 番 4 の 1 筆、地目は田、面積は 1,114 m <sup>2</sup> です。 6 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2852 番 1 の 1 筆、地目は田、面積は 753 m <sup>2</sup> です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 転用面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> を超え協議案件にあたるため、本案件が可決の場合、令和 3 年 1 月 1 日 8 日開催予定の広島県農業会議常設審議委員会にて意見を求めることといたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀推進委員	申請地は、竹原西小学校から西に約 500m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定し、広島県農業会議常設審議委員会に意見を求め、異議がない場合には許可することといたします。次に 7 番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。

	<p>7番の申請地は、竹原町字下新開 3489 番 7, 3489 番 8 (仮換地 41 街区 2-2 画地) の計 2 筆, 地目はいずれも田, 面積は 323 m<sup>2</sup> (換地後の面積は 302.18 m<sup>2</sup>) です。</p> <p>自己住宅の用途で利用することに伴い, 使用貸借権を設定するものです。</p> <p>用途が定められた農地であり, 土地区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西に約 350m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に、8番と9番については関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の 4 ページ, 参考資料の 7 ページをご覧ください。</p> <p>8番の申請地は、下野町字小井手 3263 番 2 (仮換地 9 街区 3-3 画地), 3263 番 3 (仮換地 9 街区 3-2 画地), 3263 番 4 (仮換地 9 街区 3-1 画地) の計 3 筆, 地目はいずれも田, 面積は計 660.79 m<sup>2</sup> (換地後の面積は計 373.96 m<sup>2</sup>) です。</p> <p>9番の申請地は、下野町字秋井 3240 番 2 (仮換地 9 街区 4-1 画地), 字小井手 3264 番 2 (仮換地 9 街区 4-2 画地), 3265 番 1 (仮換地 9 街区 4-3 画地) の計 3 筆, 地目はいずれも田, 面積は計 346 m<sup>2</sup> (換地後の面積は計 314.98 m<sup>2</sup>) です。</p> <p>4 棟の建売住宅の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。用途が定められた農地であり, 土地区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、竹原市役所から北東に約 950m 付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。

	次に日程第3, 議案第49号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の5ページ, 参考資料の8ページをご覧ください。 本議案は, 「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計6,587㎡, 対象人員は, 貸し手が2人, 借り手が1人と1法人です。 内容につきましては, 参考資料8ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合, 令和3年11月1日付けで, 公告いたします。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり。
議長	ないようですので, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって, 議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」は, 原案のとおり決定いたします。 次に日程第4, 議案第50号「下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の6ページ, 参考資料の9ページをご覧ください。 本議案は, 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定より, 竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。 申請地は, 吉名町字大平方4626, 4638, 面積は計230㎡です。 隣接する家屋については, 令和3年9月13日に空き家バンクの登録指定を受けています。 空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため, 下限面積の別段面積を1aとする特例区域に指定するものです。 事務局からの説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり。
議長	ないようですので, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。よって, 原案のとおり, 申請地を下限面積の別段面積の特例区域として指定することに決定します。 次に日程第5, 議案第51号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の7ページ, 参考資料の9ページをご覧ください。 申請地は, 吉名町字大平方4676-2の1筆, 地目は畑, 面積は195㎡です。 申請地は, 昭和40年以前から現在に至るまで物置敷地として利用されてお

	<p>り、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大木推進委員	<p>申請地は、吉名地域交流センターから南に約750m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に物置敷地として利用されており、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議長	<p>ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。</p> <p>次に日程第6、報告第14号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の8ページ、参考資料の10～13ページをご覧ください。</p> <p>令和3年9月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は5件、筆数は田18筆、畑36筆の計54筆、面積は計21,405.61㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては参考資料の10～13ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>協議事項等は特にありません。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和3年第10回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月29日

議長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子